

令和 8 年度広域捕獲活動業務委託 仕様書（案）

長野県 林務部 森林づくり推進課

1 委託業務名

令和 8 年度広域捕獲活動業務委託

2 業務箇所

長野県小諸市ほか

3 適 用

- (1) 令和 8 年度広域捕獲活動業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）は、令和 8 年度広域捕獲活動業務委託に関する委託契約書（以下、「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- (2) 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

4 業務目的

令和 8 年度を始期とする本県の「第二種特定鳥獣管理計画（第 6 期ニホンジカ管理）」（以下「管理計画」という。）策定時に行った県内の生息頭数の将来予測では、越後・日光・三国管理ユニットでの増加率が高くなっており、急速な生息密度の上昇が懸念されている。

実際に、長野県に隣接する群馬県嬭恋村においては、ニホンジカによる農作物被害が近年著しく増加しており、今後、長野県内においてもニホンジカの生息密度の上昇により、農林業被害の拡大が懸念されている。

このため、管理計画に基づき適正な生息密度を維持するとともに、被害額の低減を図るには、群馬県との連携が重要である。

本業務では、群馬・長野県境を移動し農林業に被害を及ぼすニホンジカについて、令和 4 年度以降の調査結果を踏まえ、効率的・効果的な捕獲方法の実証を行うとともに、ツキノワグマの錯誤捕獲リスクの低い捕獲手法の実証を併せて行う。

また、実証で得た成果を地域で活動する捕獲従事者や県内全域へ普及を図ることで、本県におけるニホンジカの捕獲効率・技術向上及び、錯誤捕獲リスクの低い安全な捕獲手法の普及を図り、農林業被害の軽減を図る。

5 業務内容

(1) ニホンジカ等の捕獲実証

ア 捕獲方法

- ・捕獲はツキノワグマの錯誤捕獲防止が期待できるくくりわなを複数種用いて行うものとし、捕獲通報装置を併用する。

- ・使用する捕獲通報装置及びくくりわなは受託者が購入すること。
- ・捕獲通報装置は事業完了後、委託者へ納品すること。
- ・購入するくくりわなは原則1基当たり16千円（税抜）を上限とする。
- ・捕獲作業は、捕獲実施箇所の所在する市町村が推薦する捕獲者（以下、「捕獲者」という。）と連携して行う。
- ・捕獲許可に係る手続きは受託者が行うこと。
- ・作業日毎に作業日報を、捕獲個体ごとに捕獲個体調査票を作成する。
（捕獲確認アプリの使用も可とする）

イ 捕獲実施地域の選定

- ・捕獲実施地域は令和4年度から令和7年度の調査結果や地形、委託者及び市町村等関係者の意見を踏まえ、委託者と協議の上選定する。
- ・くくりわなの台数は各種類の合計として20基程度とするが、委託者との協議の上、台数を増やすことは可能とする
- ・捕獲実施地域やわな設置個所の選定に際しては、市町村担当者、捕獲者、受託者で現地を確認すること。
- ・捕獲実施地域の選定後、国有林等の土地所有者と捕獲実施にあたっての協議を受託者が行うこと。

ウ 捕獲方法の説明、協議

捕獲実施地域で捕獲者が捕獲を実施するにあたり、捕獲者に対し以下の説明、協議を1回以上行う。説明、協議については「5（1）イ 捕獲実施地域の選定」の際に実施すること。

＜説明、協議内容＞

- ・事業実施の目的と意義
- ・過去の調査で得られたシカの行動軌跡データに基づく捕獲実施計画の説明
- ・捕獲者の役割
- ・捕獲者との連絡体制
- ・わなの使用方法
- ・捕獲に関わるデータの記録・共有方法
- ・作業日報の記載方法
- ・その他

エ わなの設置及び撤去

- ・くくりわなは捕獲実施に合わせて現地に設置する。
- ・わな1基ごとに標識を設置すること。
- ・わなは事業終了時に撤去する。

オ 捕獲の実施

- ・捕獲の実施にあたっては、小諸市への再委託等により実施する。
- ・くくりわなによる捕獲は、11月から1月までの間のうち、およそ1ヶ月間にくくりわなを捕獲実施地域内に設置し、捕獲を実施するものとし、捕獲作業は捕獲者が行う。
- ・くくりわなによる捕獲の際は、1日1回以上の見回りを行うこと。（捕獲通報装

置を併用する場合は最低2日に1回以上の見回りを行うこと。)

- ・捕獲個体はジビエ等の利活用を図るため、処理施設等への搬入を基本とする。なお、受託者が当施設の管理者と連絡調整を行うこと。ただし、やむを得ない場合には自家消費または埋設処分とする。
- ・本業務で捕獲したニホンジカ、錯誤捕獲により捕獲したイノシシ及びその他の有害鳥獣については、市町村における捕獲奨励金など県、市町村の補助金交付事業を含め、他事業における捕獲実績として一切使用しないこと。(スプレーの色を変更する等の対策を講じること。)
- ・止め刺しは安全な方法で行うこととし、銃を使用する場合は実包の管理を適切に行うこと。
- ・万が一、許可を受けていない野生鳥獣がわなに捕獲された場合は、受託者の責任において速やかに放獣を行う。放獣結果については、放獣方法、放獣場所等について委託者に速やかに報告を行うこと。
- ・イノシシの豚熱ウイルス拡散防止対策として、県の対応方針に基づき、入林ごとに、長靴、車両周り等の消毒を行う。

カ 安全管理等

- ・捕獲にあたっては、一般入林者等の事故を防止するため、林道入口等に注意看板等を設置し、事業実施中であることを明示する。
- ・捕獲の実施に際しては、捕獲者が事故等で損害を被った場合に適切な保証がなされる保険へ加入すること。
- ・捕獲者が、保険金額が銃猟に係る損害に係るものにあつては一億円以上、わな猟に係る損害に係るものにあつては三千万円以上の損害保険契約の被保険者であること。(なお、捕獲者が(一社)大日本猟友会の共済保険等に別途加入しており、前述の被保険者であることが明らかである場合は、この限りではない。)

キ 捕獲状況の管理

- ・捕獲された個体は、個体ごとに記録を行い提出するよう捕獲者に指導し(捕獲個体調査票1枚記入)、その情報を取りまとめる。
- ・鳥獣対策業務用の業務管理システム(捕獲者や捕獲日時、捕獲個体の写真、捕獲場所の位置情報等を管理するシステム。以下、「捕獲管理アプリ」という。)等を使用する場合は捕獲個体調査票の記入を省略できるものとする。
- ・捕獲個体については原則次の方法で写真撮影等を行うものとするが、捕獲管理アプリを使用する場合等これにより難しい場合は別途協議する。

【捕獲個体の写真撮影等】

- ・写真の撮影は、原則として捕獲現場において撮影する。
- ・捕獲個体ごとに、右半身に油性のスプレー等(色は別途指定)で捕獲日を記入するとともに、捕獲日および捕獲者名等を記載した表示板が写り込むよう証拠写真を撮影する。
- ・捕獲個体の向きは、捕獲個体の足を下向きにして頭部が右側(右横腹が写るように)となるように撮影する。
- ・写真撮影後、捕獲個体を識別するために油性のスプレー等でマーキングされた上か

ら、更に捕獲日に横線をスプレー等でマーキングし、もう一度同じように写真を撮影する。これらの写真は全て報告書に添付すること。

- ・捕獲個体ごとに尾を切り取り、冷凍保存し、捕獲調査表とともに業務完了時に委託者に提出する。

ク 捕獲終了後の捕獲効率等の解析・分析

- ・捕獲期間終了後に、捕獲者から提出された作業日報等の内容を分析の上、捕獲状況の評価や使用したわなの種別ごとの捕獲効率等の解析・分析を行うこと。

(2) 捕獲技術向上のための研修会の実施

ア わなの設置方法等に係る研修会

捕獲従事者に対し、使用するわなの種類に応じた架設方法や、本業務目的に合致した捕獲技術技能等に係る研修会を1回開催すること。地域の捕獲等に精通した外部講師の招聘も可とする。

なお、研修は「5(1)ウ 捕獲方法の説明、協議」と同時に開催すること。

イ 錯誤捕獲防止対策及び捕獲効率向上についての研修会

捕獲従事者に対し、「5(1)ク 捕獲終了後の捕獲効率等の解析・分析」において整理した内容に基づき、錯誤捕獲防止対策を実施しながら、捕獲効率を向上させるための研修会を1回開催すること。地域の捕獲等に精通した外部講師の招聘も可とする。

(3) その他

捕獲者等とは以下の条件で契約を交わすこと。

- ・業務で捕獲されたニホンジカ及びイノシシの実績に応じて、次表に基づき出来形報酬を捕獲者等に支払う。

獣 種	単価 (円/頭)
ニホンジカ、イノシシ (成獣)	18,000
ニホンジカ、イノシシ (幼獣)	2,000

- ・捕獲頭数の上限は、50頭とし、増減があった場合には委託者と協議し、その指示に従うこと。
- ・上記とは別に、研修教材に供するための作業日報作成雑費として、1,180円/日を捕獲者等に支払うこと。
- ・捕獲者の都合等により、出来形報酬及び作成雑費を捕獲者等へ支払うことができない場合は委託者と協議する。

(4) 分析・考察（本事業における捕獲結果の評価と今後の捕獲への提案）

「5(1)」で実施した捕獲状況と、昨年度以前に実施した生息状況を対比し、本事業で行った捕獲の効果について評価し、本地域における効率的な捕獲方法につい

て提案するとともに令和9年度捕獲計画案を作成する。評価や提案に際しては、以下の観点を踏まえること。

- ・捕獲従事者不足への対応
- ・錯誤捕獲への対応
- ・錯誤捕獲防止対策をしたくくりわなの普及に向けた課題

(5) 報告会等の開催

- ・県が指定する群馬県等との意見交換会で調査状況等を報告する（回数：1回）。
（検討会議の場所は長野県佐久合同庁舎を想定）
- ・調査結果報告会を開催する（回数：1回、対象：県・市町村担当者）。
- ・開催方法は対面を基本とし、開催時期等は委託者と協議の上決定する。
- ・開催にあたり、受託者は資料の作成・印刷、当日の資料説明、会議録の作成を行うこととする。

(6) 報告書作成

当業務の内容、考察等について取りまとめ、報告書を作成する。

6 打合せ協議

- ・打合せ協議は、着手時、業務完了時、中間1回の計3回とする。
- ・打合せは必要に応じてweb会議形式も可とする。

7 業務の着手

- (1) 受託者は、契約締結後10日以内に業務に着手しなければならない。
- (2) この場合において、着手とは受託者が業務の実施のため委託者との打合せ又は現地調査を開始することをいう。

8 配置技術者

受託者は、業務の実施に当たっては、ニホンジカの生態や被害対策、捕獲手法に関する専門的な知見及び技術を有する技術者を配置し、その氏名、その他必要な事項を委託者に通知する。

なお、当技術者は業務の技術上の管理をつかさどるとともに、業務の管理及び統轄を行うものとする。

9 関係官公庁への手続き等

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、委託者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受託者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。
- (2) 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を委託者に報告し協議するものとする。

10 地元関係者との交渉等

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、委託者の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- (2) 受託者は、設計図書の定め、あるいは委託者の指示により受託者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、委託者に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- (3) 受託者は、業務の実施中に委託者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- (4) 受託者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。
なお、変更に要する期間及び経費は、委託者と協議のうえ定めるものとする。

11 土地への立ち入り等

- (1) 受託者は、業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、委託者及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに委託者に報告し指示を受けなければならない。
- (2) 受託者は、業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ委託者に報告するものとし、報告を受けた委託者は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者への許可は委託者が得るものとするが、委託者の指示がある場合は受託者はこれに協力しなければならない。
- (3) 受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、委託者と協議により定めるものとする。

12 関係法令及び条例の遵守

受託者は、業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

13 委託業務完了報告書（成果品）について

- (1) 成果品
 - ア 業務報告書（紙媒体：1部、電子媒体：1部）
 - イ 業務内容に係る資料一式
 - ウ 成果品の作成費用は、報告書の作成費用に含めるものとする。
- (2) 提出期限及び提出先
成果品は、履行期間の最終日まで、林務部森林づくり推進課に提出するものとする。
- (3) 中間報告
履行期間の途中であっても、必要に応じ、委託者は受託者に対して中間報告を求めることができるものとする。

14 検 査

- (1) 受託者は、契約書第7条第1項の規定により、業務完了報告書を受託者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、委託者に提出していただかなければならない。
- (2) 委託者は、業務の検査に先立って受託者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備する。この場合検査に要する費用は受託者の負担とする。

15 条件変更等

- (1) 委託者が受託者に対して業務の内容の変更又は設計図書の訂正（以下「業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。
- (2) 受託者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を委託者に報告し、その確認を求めなければならない。
なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。
 - ア 現地への立ち入りが不可能となった場合。
 - イ 天災その他の不可抗力による損害。
 - ウ その他、委託者と受託者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

16 契約変更

委託者は、次の各号に掲げる場合において、業務の契約の変更を行うものとする。

- (1) 業務内容の変更により契約金額に変更が生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 委託者と受託者が協議し、業務施工上必要があると認められる場合

17 安全等の確保

- (1) 受託者は、業務の実施に際しては、業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- (2) 受託者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り業務実施中の安全を確保しなければならない。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- (4) 受託者は、業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする
- (5) 受託者は、業務の実施に当たり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - ア 受託者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - イ 受託者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - ウ 受託者は、業務箇所に関係者以外の立入りを禁止する場合は仮囲い、ロープ等に

より囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。

エ 受託者は、業務の実施に当たっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

- (6) 受託者は、業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに委託者に連絡するとともに、委託者が指示する様式により事故報告書を速やかに委託者に提出し、委託者から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

18 臨機の措置

- (1) 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受託者は臨機の措置をとった場合には、その内容を委託者に報告しなければならない。
- (2) 委託者は、天災等に伴い成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

19 関係機関等への手続き等

- (1) 本事業に伴う関係機関への協議依頼等は委託者が行うこととする。
- (2) 仕様書に定めのない事項（様式や内容等）については、委託者と受託者が協議して決定することとする。

20 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者が本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (2) 受託者は個人情報の保護について十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (3) 受託者は成果品（業務の履行課程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

21 権利関係

- (1) 本業務における成果物の取扱い

ア 本業務の履行における成果物の所有権は全て長野県に帰属するものとする。

イ 成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 条）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に長野県に無償で譲渡するものとする。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保物」）については、受託者に留保するものとし、この場合、長野県は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないように留意すること。

22 用語の定義

仕様書に使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「委託者」とは、長野県知事阿部守一のことをいう。
- (2) 「受託者」とは、のことをいう。
- (3) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (4) 「契約書」とは、長野県財務規則第 140 条により作成された業務委託契約書をいう。
- (5) 「設計図書」とは、仕様書及び企画書をいう。
- (6) 「指示」とは、委託者が受託者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (7) 「請求」とは、委託者又は受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
- (8) 「通知」とは、委託者が受託者に対し、又は受託者が委託者に対し、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (9) 「報告」とは、受託者が委託者に対し、業務の遂行に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (10) 「承諾」とは、受託者が委託者に対し書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (11) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (12) 「提出」とは、受託者が委託者に対し業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (13) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- (14) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が業務の完了を確認することをいう。
- (15) 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために受託者と委託者が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (16) 「立会」とは、設計図書に示された項目において委託者が臨場し内容を確認することをいう。

23 その他

- (1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承諾を得なければならない。
- (2) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (3) 受託者は、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、委託者と協議しなければならない。

らない。

- (4) 受託者は、事業を履行するにあたり、第三者の損害を与えたときは、その損害の賠償を行うこととする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。

(別紙) 位置図

